

「第68回九州地区民俗芸能大会」運営等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

九州・沖縄地区に伝承されている民俗芸能について、伝承活動を行っている人々に発表の機会を提供し、その継承意欲の維持向上を図るとともに、広く一般に公開し、その鑑賞を通して民俗芸能への理解と認識を深め、無形民俗文化財の保存と振興を図り、併せて上演芸能の記録を作成することを目的として、「第68回九州地区民俗芸能大会」を実施する。

事業実施に当たり、効果的に事業展開を図る優れた事業者を募集するため、本プロポーザルを行うものである。

2 公募の概要

- (1) 業務内容 「第68回九州地区民俗芸能大会」運営等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (2) 業務履行期間 契約締結日から令和9年（2027年）3月19日（金）
- (3) 提案上限額 4,474,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 登記簿上の本店（個人の場合は、主たる営業所をいう。）が日本国内にあること。
- (2) 過去、同種の業務を受託あるいは自主開催した実績を有していること。
- (3) 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できる体制となっていること。
- (4) 事業の目的達成のために必要な企画・立案・製作に関して、ノウハウや技術を有していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 公募開始の6か月前から契約締結日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (9) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 手続等に関する事項

担 当 課 佐賀県文化課文化財保護・活用室 文化財指導担当
郵便番号 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59
電 話 0952-25-7232
F A X 0952-25-7321
E-mail bunkazaihogo@pref.saga.lg.jp

5 契約の相手方の決定方法

(1) 業者の選定

提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催して評価・審査を行い、審査の結果、最も優れた事業者を選定する。

(2) 選定基準

別添評価基準のとおりとする。なお、評価基準には提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

(3) 通知方法

審査結果は、文書により全ての参加者に通知する。

※電話等による問い合わせには応じない。

6 実施スケジュール（一部予定含む）

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| (1) 佐賀県ホームページでの公募開始 | 令和8年5月12日（火曜日） |
| (2) 説明会参加申込書提出期限 | 令和8年5月20日（水曜日）17時 ^〆 |
| (3) 説明会 | 令和8年5月22日（金曜日）14時～ |
| (4) 質問書提出 ^〆 切 | 令和8年5月26日（火曜日）17時 ^〆 |
| (5) 参加資格確認申込書提出期限 | 令和8年5月26日（火曜日）17時 ^〆 |
| (6) 参加資格確認結果、審査会開催通知 | 令和8年6月1日（月曜日）※予定 |
| (7) 提案書提出期限 | 令和8年6月8日（月曜日）17時 ^〆 |
| (8) 公募型プロポーザル審査会 | 令和8年6月12日（金曜日）14時～ |
| (9) 審査結果通知 | 令和8年6月16日（火曜日）※予定 |

7 スケジュール及び提出資料等

(1) 佐賀県ホームページでの公募開始

- ア 公告日時 令和8年5月12日(火曜日)
- イ 公告内容
 - ・公募型プロポーザル審査会実施要領
 - ・仕様書
 - ・審査評点表
 - ・各種様式

(2) 説明会参加申込書

- ア 提出書類 説明会参加申込書(様式1)
- イ 提出期限 令和8年5月20日(水曜日)12時(必着)
- ウ 提出場所 佐賀県文化・観光局 文化課 文化財保護・活用室
文化財指導 担当
(佐賀市城内一丁目1-59 佐賀県庁新館11階)
- エ 提出方法 持参、郵送又はメール bunkazaihogo@pref.saga.lg.jp
※メールの場合は、メール送付後、提出した旨連絡すること。
- オ その他 説明会への出席が当該公募型プロポーザルの参加要件ではない。※なお、説明会への参加は各社2名以内とする。

(3) 説明会

- ア 日 時 令和8年5月22日(金曜日)14時から
- イ 場 所 佐賀県庁 地域交流部 東部内会議室
(佐賀市城内一丁目1-59 佐賀県庁新館7階)
- ウ その他 説明会への出席が当該公募型プロポーザルの参加要件ではない。※なお、説明会への参加は各社2名以内とする。

(4) 質問書

- ア 提出書類 質問書(様式2)
- イ 受付期間 公募開始後から令和8年5月26日(火曜日)17時まで
- ウ 質問方法 メール (bunkazaihogo@pref.saga.lg.jp)
※メール送付後、送付した旨電話等で連絡すること。
- エ 回答方法 令和8年6月1日(月)までに質問者へ回答するとともに、県ホームページに掲載する。
なお、電話、来訪等、口頭による質問は受け付けない。

(5) 参加資格確認申込書

- ア 提出書類
 - (a) 参加申込書 (様式3) …1部
 - (b) 会社概要及び実績書(様式4) …10部
 - (c) 誓約書 (様式5) …1部
- イ 提出期限 令和8年5月26日(火曜日)17時まで(必着)

※期限を過ぎての受付は一切行わない。

- ウ 提出場所 佐賀県文化・観光局 文化課 文化財保護・活用室
文化財指導 担当
(佐賀市城内一丁目 1-59 佐賀県庁新館 11 階)
- エ 提出方法 持参又は郵送・宅配便等による送付 (到着確認ができるもの)

(6) 参加資格確認結果、公募型プロポーザル審査会開催通知

- ア 通知日 令和 8 年 6 月 1 日 (月曜日) ※予定
- イ 通知方法 メール

(7) 提案書

- ア 提出書類 (a) 提案書 (任意様式) …10 部
(b) 見積書 (任意様式) …10 部
- イ 注意事項
- ・ 提出書類は A4 (ホチキス留め。図表等については、A3 版の折込みも可) とし、文字サイズはおおむね 10 ポイント以上とすること。
 - ・ 業務の実施方針及び手法、内容とともに、実施スケジュール案及び業務体制表について記載すること。
 - ・ 業務の実施内容に関しては、別紙「仕様書」において委託業務内容に掲げる項目毎に分かりやすく記載すること。
 - ・ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページに印字すること。
 - ・ 見積もった契約希望額 (消費税及び地方消費税額を含む金額) とともに、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。
 - ・ 「佐賀県文化・観光局 文化課文化財保護・活用室長」あて、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、提出すること。
- ウ 提出期限 令和 8 年 6 月 8 日 (月曜日) 17 時まで (必着)
- エ 提出場所 佐賀県文化・観光局 文化課 文化財保護・活用室
文化財指導担当
(佐賀市城内一丁目 1-59 佐賀県庁新館 11 階)
- オ 提出方法 持参又は郵送・宅配便等による送付 (到着確認ができるもの)
また、プレゼンテーション時に使用する提案書の PDF データを電子メールにより送信し、発注者に到達したことを確認すること。

(8) 公募型プロポーザル審査会

- ア 日時 令和8年6月12日(金曜日)14時から
- イ 場所 佐賀県庁 地域交流部 11階部内会議室
(佐賀市城内一丁目1-59 佐賀県庁新館11階)
- ウ 実施方法 参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。
プレゼンテーションの時間は30分程度(説明20分以内。質疑応答10分程度)とし、参加人員は3名以内とする。
- エ 備考 プレゼンテーションの順番については、県で抽選等により任意に定める。
審査員は、別表「評価基準」に従い評価・審査を行い、審査の結果、最優秀者を決定する。なお、必要に応じて参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

(9) 審査結果通知

- ア 通知日 令和8年6月16日(火曜日) ※予定
- イ 通知方法 郵送

8 企画提案の内容等

(1) 企画提案の内容

- ア 「九州地区民俗芸能大会」の内容(演出等の訴求ポイントを含めて記載)
- イ 「九州地区民俗芸能大会」の情報発信(広報計画、イベント当日の来場促進、メインビジュアルのデザイン案等の訴求ポイントを含めて記載)
- ウ 事業の実施体制(役割を明確にした体制図、進捗管理の総括責任者等)
- エ 事業実施スケジュール(進め方、手順、作業工程等)

(2) 提案書作成時の留意事項

業務の目的や内容、スケジュール等を十分に理解した上で、九州・沖縄地区の特色あふれる民俗芸能を次世代へ継承する機運を醸成するため、幅広い年齢層が民俗芸能を身近に感じ、誇りに思うことのできる企画提案を行う。

なお、見積金額に含まれない企画内容の記載は行わないこと。

9 業務の契約

- (1) 審査委員会により選定された最優秀者を発注者は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整を行い、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることがある。
- (2) 企画提案書は、あくまでも契約の相手方を選定するための資料であり、その内容は尊重するが、必ずしもその内容に限定されないものとする。
- (3) 次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合には、次点者を随意契約の

候補者とする。

ア 契約候補者が地方自治法施行例（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定するものに該当することとなったとき。

イ 契約候補者が、佐賀県から指名停止を受けることとなったとき。

ウ 契約候補者が、本業務の契約の締結を辞退したとき。

エ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能となったとき。

(4) 業務契約金額

業務契約金額は、2 (3) の提案上限額を超えないものとする。

(5) 業務の再委託

業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととする。

また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ることとし、この場合においては、佐賀県内に本店を有する事業者への発注を考慮することとする。

10 失格事由

次の事項に該当する場合は、失格となる。

(1) 参加する資格のないものを行った場合

(2) 本プロポーザル手続きについて不正行為を行った場合

(3) 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

(4) 1 人で 2 以上の提案をした場合

(5) 代理人でその資格のない場合

(6) 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

(7) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

(8) 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

11 その他留意事項

(1) 提出された書類は返却しないこととする。

(2) 提出する企画案は参加者 1 者につき 1 提案とし、提出後の書き換え、差し替え、追加等は認めないものとする。ただし、誤字脱字等の軽微なものは除く。

(3) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費、公募型プロポーザルに参加するための交通費等は、全て参加者の負担とする。

(4) 提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。

(5) 公正な審査を妨害するおそれのある、あらゆる行為を禁止する。

(6) 参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに 13 の問合せ先まで連絡するとともに、書面にて辞退の申し出を行うこと。

(7) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。

- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、担保を供することができることとする。
- ウ 次の各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することとする。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。
 - (ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

12 遵守事項

受託業者は、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、「第 6 8 回九州地区民俗芸能大会」の成功に向けて県職員と協力しながら、誠実に業務を実施することとする。

また、業務の実施に当たっては、関連する法律等を遵守することとする。

13 問合せ先

担 当 課 佐賀県文化課文化財保護・活用室 文化財指導担当（村井・加藤）

郵便番号 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59

電 話 0952-25-7232

F A X 0952-25-7321

E - m a i l bunkazaihogo@pref.saga.lg.jp